

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた手形・小切手の最終振出期限の設定等について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、「手形・小切手の最終振出期限の設定」等を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

全国銀行協会が「2027年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を公表するなどの国内全般の情勢を踏まえ実施するものです。

当行では、今後も金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

内 容	実施日
① 自己宛小切手の発行停止 2026年3月31日（火）をもって自己宛小切手（銀行振出小切手）の発行を終了します。	2026年 4月1日(水)
② 手形・小切手の最終振出期限の設定 実施日以降に振り出された当行の手形・小切手は決済されません。	2026年10月1日(木)
③ 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止 実施日以降、他行の手形・小切手の入金（手形割引を含む）受付を終了します。 注．実施日以降は、他行（支払銀行）へのご呈示が必要となります。	2026年10月1日(木)

2. 手形・小切手に関する2026年度末までのスケジュール

（1）手形・小切手をお支払いに利用されているお客さま

	2025年度下半期	2026年度上半期	2026年度下半期
発 行		手形・小切手の発行不可（2026年4月～） ① 自己宛小切手の発行不可（2026年4月～）	
振 出			② 振出不可（2026年10月～）

（2）手形・小切手をお受取り（手形割引を含む）されているお客さま

	支払地	2025年度下半期	2026年度上半期	2026年度下半期
入 金	当行			②最終振出期限の設定により 2026年10月以降は漸減
	他行			③ 入金不可（2026年10月～）
代金取立	当行 他行		取立不可 （但し、2027年4月以降を期日とする手形・小切手に限る）	

注．部はこれまでにご案内している内容、部が今回のご案内内容となります。

3. 電子化移行に向けた支援

当行では手形・小切手の代替サービスをご用意のうえ、電子化への支援を行っておりますので詳しくはお取引の営業店へご相談ください。

＜主な代替サービス＞

- ✓ インターネットバンキングによるお振込み
- ✓ 電子記録債権（でんさい）の発生記録請求

以 上

（関連するSDGs）



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～ もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。